

第 35 回総会議事録

(令和 8 年 5 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第 35 回総会 議事録	
日 時	令和 8 年 5 月 25 日（月曜日）14 時 40 分～16 時 18 分
開催場所	戸塚区役所 8 階大会議室 A
出席者の状況	総農業委員数 12 名 出席農業委員数 11 名 欠席農業委員数 1 名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0 名）
議 題	第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について c 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第 4 号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について 第 5 号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第 6 号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第 7 号議案 農地造成工事の承認について 第 8 号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について 第 9 号議案 地域計画の案に関する意見聴取について 第 10 号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について 第 11 号議案 農地法第 30 条の規定に基づく農地利用状況調査について 第 12 号議案 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表について 2 報告事項 第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出受理について 第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出受理について 第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 第 4 号 農業経営改善計画の認定について 第 5 号 農地法第 5 条の適用を受ける土地の競(公)売に関する買受適格証明について 第 6 号 農地所有適格法人の事業の状況等報告について 3 その他

	横浜市農業委員会連合会 令和8年度理事会・総会のお知らせ
審議結果	第1号議案 3号 許可 4号 許可 第2号議案 1号 許可相当 第3号議案 4号 許可相当 5号 許可相当 6号 許可相当 第4号議案 3号 承認 4号 承認 5号 承認 6号 承認 第5号議案 91号 承認 7号 承認 8号 承認 9号 承認 10号 承認 11号 承認 第6号議案 1号 承認 2号 承認 3号 承認 4号 承認 5号 承認 6号 承認 第7号議案 2号 承認 第8号議案 戸塚 122 第9号議案 意見なし 第10号議案 意見なし 第11号議案 意見なし

	第 12 号議案 承認
<略語集> ・ 農振白地…農業振興地域白地 ・ 調整白地…市街化調整区域白地	
議 事	
事務局	(開会 14 時 40 分) 事務局から出席状況(出席委員 11 名、欠席委員 1 名)を報告し、総会成立要件を満たしていることを報告する。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。
議長	第 35 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。 ただいまより第 35 回総会を開会いたします。議事録署名人は石井勝則委員と奥村委員にお願いします。
議長	それでは議題に入らせていただきます。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。受付番号 3 号と 4 号について、一括で審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第 1 号議案受付番号 3 号、4 号を朗読> 異なる譲渡人 2 名が、同一の譲受人に渡すため 2 件まとめて報告します。申請地は、いしかわ幼稚園から東へ約 40m の農振白地 2 筆です。譲渡人が高齢により農地管理ができないため、隣接でミカン畑を営む譲受人が売買により土地を取得し、経営を拡大する計画です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 1 号議案受付番号 3 号、4 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案受付番号 3 号、4 号については、許可とします。
議長	次に第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。 なお、受付番号 1 号につきましては、第 4 号議案受付番号 4 号「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」の関連案件となりますので、第 4 号議案受付番号 4 号から先に審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 田中委員	<第 4 号議案受付番号 4 号を朗読> 申請地は、先代が隣接地でアパート経営を 30 年以上前から行っており、アパートの駐車場として農地を使用しています。5～6 台止められる駐車場として、コンクリートで舗装されており、農地への復元は困難と判断し

議長	ました。以上、御審議よろしく申し上げます。 御意見がなければ、採決を行います。 第４号議案受付番号４号について、承認することに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第４号議案受付番号４号については、承認とします。
議長	続きまして、第２号議案受付番号１号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 田中委員	<第２号議案受付番号１号を朗読> 先ほどのアパートの駐車場と同じ申請者となります。申請地は、舞岡小学校の正門の正面あたりに畑があり、申請地近くの足場屋の資材置き場及び車両置き場として使用するものです。学校の道路に接している面は、新設鋼板の土留めを３０～４０ｍ設置し、中は砕石敷きとし、雨水の処理については、敷地内の中央に集め処理を行うとのことです。車両については、ダンプやトラックを９台置く計画です。北側には住宅が１軒、西側には３軒住宅と隣接しており、各地権者との調整は済んでいるとのことです。また、正面には舞岡小学校があるため、朝晩の交通には十分注意するようにと、農業委員より説明を行っています。以上、御審議お願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第２号議案受付番号１号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第２号議案受付番号１号については、許可相当とします。
議長	次に第３号議案「農地法第５条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。受付番号４号について、事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員	<第３号議案受付番号４号を朗読> 申請地は、横浜隼人高校から南へ約３５０ｍの調整白地７筆１団地です。建設業及び不動産賃貸業を営む譲受人が申請地を購入し、車両置場として整備し、近隣の自動車販売業者に貸し出すものです。譲受人は今回の転用を機に、将来的な資産形成を目的に賃貸業に力を入れていくため申請をするものです。また、賃貸で借り受けする自動車販売業者については、本社が申請地の向かいにあり、また、茅ヶ崎市及び泉区、戸塚区に車両置場を構えています。今回、茅ヶ崎市と泉区の車両置場を申請地に集約する計画です。申請地には、運搬用車両１８台、販売用車両２２台、リース用重機５台を置く計画です。申請地は、南側が高く北側に向かって徐々に低くなっています。北側は水路、西側は駐車場、東側は資材置場、南側は道路です。

	南側入り口以外は全て高さ約 40 cmの新設土留め鋼板を設置し、隣接地に影響がないように施工します。法面部分に関しては、土砂流出防止のため藁芝を設置します。雨水処理方法については、自然浸透とし、浸透しきれない分については申請地北側及び南側に2か所に浸透槽を設置し、オーバーフロー分は接続管により公設雨水管に放流します。また、北側及び南側スロープ部分にU字溝を設置し公道への雨水の流出を防ぎます。隣接地への影響はありません。以上、御審議よろしく願いいたします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第3号議案受付番号4号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案受付番号4号については、許可相当とします。
議長	続いて、受付番号5号について審議します。事務局から受付番号5号について、説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号5号を朗読>
石井豊委員	議案の詳細については和田推進委員から説明します。
和田推進委員	申請地は、中和田南小学校から南西へ約100mの調整白地1筆です。建設業及び運搬事業、運送業を営む譲受人が申請地を購入し、駐車場として整備し使用するものです。譲受人は、申請前は駐車場が泉区や磯子区に点在しており、移動に時間を要しているため、本申請地を農地転用し点在していた駐車場を集約する計画です。本申請地は、隣接の地目雑種地である筆と一体で利用し、トラック9台、従業員車両3台を置く計画です。申請地は、北側は資材置場、西側及び東側は道路、南側は宅地及び駐車場となっております。申請地北側には30cmの土留め、南側にも20cmの土留めを設置します。舗装は、砕石敷きとし雨水については自然浸透とします。申請地にある農業用施設については、転用に際して撤去する計画です。照明及び防犯カメラを設置しますが、隣接農地への影響はありません。以上、御審議よろしく願いいたします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第3号議案受付番号5号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案受付番号5号については、許可相当とします。
議長	続いて、受付番号6号について審議します。事務局から受付番号6号について、説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号6号を朗読>

矢島会長 小宮推進委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は、横浜深谷台小学校から北へ約 460mの農振白地 1 筆です。道路切断工事や道路舗装工事の請負業を営む譲受人が申請地を購入し、駐車場及び資材置場として整備するものです。譲受人は、戸塚区内の本社兼自宅のほかに、車で 5 分ほどの位置にある藤沢市内の所有地を駐車場及び資材置場として利用しています。この置場には井戸がありますが、年々湧水量が減少し、道路切断工事に必要な大量の水を確保できなくなり、新たに水道を引き込むことも困難なため、現在はやむを得ず本社兼自宅まで水を汲みに行っています。ただし、敷地内に業務用トラックを駐車できないため、住宅街の狭い道路上に駐車するしかなく、周囲に迷惑をかけてしまう状態です。この度、前面道路から容易に水道を引き込める申請地を購入できることになったため、駐車場及び資材置場を移転する計画です。申請地は既存置場の面積 303 m²より少し狭いですが、平坦かつ整形な角地であるため、既存の業務車両及び資材をすべて移転させることが可能です。移転完了後、既存置場の土地は売却する予定です。また、申請地の北東及び南東側は住宅敷地、北西及び南西側は道路で、隣接農地はありません。北東側にはコンクリートブロック 2 段積みの上に高さ 1.8mのフェンス、南東側は隣地に既設コンクリートブロック塀があるので高さ 1.8mのフェンスのみを設置します。場内は全面砕石敷きとし、雨水は自然浸透とします。水道を引き込みますが、使用目的は給水タンクに溜めるだけで、汚水排水はありません。資材置場スペースには建築物に該当しない棚などを設置し、内側を照らすための照明も設置します。隣接地権者へ計画内容を説明し、承諾済みです。以上のことから、隣接地への影響はなく、農地転用は問題ないと思われます。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
委員 議長	第 3 号議案受付番号 6 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 3 号議案受付番号 6 号については、許可相当とします。
議長	次に、第 4 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします
事務局 田中委員	<第 4 号議案受付番号 3 号を朗読> 申請地は、市営地下鉄ブルーライン舞岡駅から西に約 300mの位置です。50 年ほど前に宅地として貸出を行いました。現在も、1 軒住宅が建っており、アスファルト敷きの駐車場としても使用されています。今後、農地としての使用は困難と思われます。御審議よろしくお願いします。
議長 奥村委員	御意見、御質問がありましたらお願いします。 平成 28 年度固定資産税の課税証明書だと、非農地要件の 10 年間は経過

	していないのではないのでしょうか。
事務局	固定資産税は、前年の状況を基に課税されることから、平成 28 年度固定資産税の課税証明書は平成 27 年中の状況を基に課税されていると考えられ、10 年間経過していると言えます。
議長	他に御意見がなければ、採決を行います。
	第 4 号議案受付番号第 3 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案受付番号 3 号については、承認とします。
議長	続いて、第 4 号議案受付番号 5 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案受付番号 5 号を朗読>
森委員	議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	申請地は名瀬道路の栄橋信号から南西に 300m の場所になります。資材置き場として 40 年以上使用しており、現在も碎石敷きとなっていて、農地への復元は難しいと思われます。以上、御審議よろしくをお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 4 号議案受付番号 5 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案受付番号 5 号については、承認とします。
議長	続いて、第 4 号議案受付番号 6 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案受付番号 6 号を朗読>
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	申請地は、南瀬谷小学校から南東へ約 550m の調整白地 2 筆 1 団地です。申請地は、40 年以上前から住宅の庭地となっており、農地性はございませんでした。以上、御審議よろしくをお願いいたします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 4 号議案受付番号 6 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案受付番号 6 号については、承認とします。
議長	次に、第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号 91 号、7 号、8 号について一括で審議します。事務局から説明をお願いします
事務局	<第 5 号議案受付番号 91 号、7 号、8 号を朗読>

田邊推進委員	91 号について、申請地は富岡中学校から北西へ約 390mの調整白地 4 筆 2 団地です。ユーカリ、プルーン、ミカン、レモンなどを栽培しており、肥培管理は良好です。
森委員	7 号について、申請地は中田東小学校から西に約 350mの農用地及び農振白地 10 筆 2 団地、中田中央公園から北に約 150mの農用地 1 筆、計 11 筆 3 団地です。ナシ、カキなどの果樹と露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
矢島会長 小宮推進委員	8 号の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は、東俣野中央公園から南西に約 170mの農用地 3 筆 2 団地です。露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 5 号議案受付番号 91 号、7 号、8 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 5 号議案受付番号 91 号、7 号、8 号については、承認とします。
議長	続いて、受付番号 9 号、10 号、11 号について一括で審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島会長	<第 5 号議案受付番号 9 号、10 号、11 号を朗読> 9 号について、申請地は、千秀公園から南東に約 580mの農用地 1 筆、長尾台けやき公園から北西に約 50mの生産緑地 1 筆、笠間大橋から南西に約 440mの農用地 5 筆の 3 団地です。ダイコンなどの露地野菜、トマトなどの施設野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。
森委員	10 号について、申請地は市営地下鉄ブルーライン中田駅から東へ約 200 mの生産緑地 6 筆 1 団地です。露地野菜、果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。
田中委員 大山推進委員	11 号の詳細については大山推進委員から説明します。 申請地は、平戸中学校から南西に約 400mの生産緑地 4 筆 1 団地です。露地野菜、果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 5 号議案受付番号 9 号、10 号、11 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 5 号議案受付番号 9 号、10 号、11 号については、承認とします。
議長	次に、第 6 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 6 号議案受付番号 1 号を朗読>

石井勝委員	いしかわ幼稚園から南西へ約 450mの農用地 3 筆です。露地野菜、施設野菜のほかクリを栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 6 号議案受付番号 1 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議案受付番号 1 号については、承認とします。
議長	続いて、第 6 号議案受付番号 2 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 6 号議案受付番号 2 号を朗読>
石井勝則委員	相鉄いずみ野駅から南へ約 500mの農用地 3 筆及び農振白地 3 筆です。露地野菜および観葉植物を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 6 号議案受付番号 2 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議案受付番号 2 号については、承認とします。
議長	続いて、第 6 号議案受付番号 3 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 6 号議案受付番号 3 号を朗読>
田中委員	議案の詳細については大山推進委員から説明します。
大山推進委員	平戸中学校から南西に約 50mの農用地 4 筆、農振白地 1 筆及び西に約 200mの農用地 1 筆、北西に約 250mの農用地 1 筆、計 7 筆 3 団地です。ナシを中心に果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 6 号議案受付番号 3 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議案受付番号 3 号については、承認とします。
議長	続いて、第 6 号議案受付番号 4 号について審議します。 本件は、私の親族の案件のため、議事進行を森職務代理にお願いし、退室します。 (会長退室)
職務代理	会長に代わり、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。 それでは、第 6 号議案受付番号 4 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 6 号議案受付番号 4 号を朗読>

鈴木宏委員 小宮推進委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は、千秀公園から南東に約 580mの農用地 6 筆、千秀公園から東に約 150mの農振白地 3 筆の 2 団地です。水稻、露地野菜、施設野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。
職務代理	御意見がなければ、採決を行います。 第 6 号議案受付番号 4 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 職務代理	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 6 号議案受付番号 4 号については、承認とします。それでは、会長の入室をお願いします。 (会長入室)
議長	続いて、第 6 号議案受付番号 5 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員 小川推進委員	<第 6 号議案受付番号 5 号を朗読> 議案の詳細については小川推進委員から説明します。 県立横浜ひなたやま支援学校から北東へ約 500mの調整白地 9 筆 4 団地です。ブドウやナシ、露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 6 号議案受付番号 5 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 6 号議案受付番号 5 号については、承認とします。
議長	続いて、第 6 号議案受付番号 6 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 廣瀬委員	<第 6 号議案受付番号 6 号を朗読> 申請地は中屋敷地区センターの南側に 1 筆、境川沿いに 2 筆あります。サツマイモ、ジャガイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 6 号議案受付番号 6 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 6 号議案受付番号 6 号については、承認とします。
議長	続きまして、第 7 号議案「農地造成工事の承認について」受付番号 2 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員	<第 7 号議案受付番号 2 号を朗読> 議案の詳細については小川推進委員から説明します。

小川推進委員	申請地は、県立横浜ひなたやま支援学校から北西へ約 300mの農用地 2 筆 1 団地の一部です。申請地は、東側、南側の畑の地盤が高いため、雨水が流入し水はけが悪いため、土壌の改良及び盛土により水はけの改善をするものです。現在は、サトイモを作付けしていますが、造成後はハウレンソウを作付けする予定です。赤土仕上げとし、切土及び盛土で最大 2 mの土を入れ替えます。西側は、最大で 30 cm地盤高が上がります。一日当たりの土の搬出量は最大で 8 t ダンプ 27 台分です。法面には植栽シートを張り、西側には素掘り側溝、北側、南側には土留め鉄板を設置します。工事中はバリケードを設置し、ダンプ搬入時に交通誘導員を配置するなど、通行車両、近隣農家、歩行者等の進路を妨げないように細心の注意を払います。隣接地権者にはすでに説明を行い、同意を得ています。以上、御審議よろしく願いいたします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 7 号議案受付番号 2 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 7 号議案受付番号 2 号については、承認とします。
議長	続きまして、第 8 号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」戸塚 122 について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 8 号議案戸塚 122 を説明>
議長	事務局の説明の通りです。御協力をお願いします。
議長	続きまして、第 9 号議案「地域計画の案に関する意見聴取について」審議します。担当から説明をお願いします。
農政推進担当	<第 9 号議案を説明>
議長	御意見・御質問等がありましたらお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 9 号議案について、意見なしとすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 9 号議案については、意見なしとします。
議長	続きまして、第 10 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見照会について」を審議します。担当から説明をお願いします。
農政推進担当	<第 10 号議案を説明>
議長	御意見・御質問がありましたらお願いします。
議長	御意見がなければ採決を行います。
	第 10 号議案については、意見なしとすることに異議なしとする方は挙

	手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 10 号議案については、意見なしとします。
議長	続きまして、第 11 号議案「農地法第 30 条の規定に基づく農地利用状況調査について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 11 号議案を説明>
議長	御意見・御質問がありましたらお願いします。
議長	御意見がなければ採決を行います。
	第 11 号議案については、意見なしとすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 11 号議案については意見なしとします。
議長	続きまして、第 12 号議案「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他の実施状況の公表について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 12 号議案を説明>
議長	御意見、御質問がありましたらお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 12 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 12 号議案については、承認とします。
議長	続いて、議案書の報告事項について、第 1 号報告から第 6 号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<報告事項第 1 号から第 6 号まで一括で報告>
議長	報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。
	御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	「横浜市農業委員会連合会 令和 8 年度理事会・総会のお知らせ」
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますか。御意見がないようでしたら、これをもちまして第 35 回総会を閉会といたします。 (閉会 16 時 18 分)

令和8年5月25日開催 第35回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	矢 島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅 則	会長職務代理者	出席	
3	田 中 豊		出席	
4	石 井 勝		出席	
5	金 子 秀 喜	連合会理事	出席	
6	石 井 勝 則		出席	議事録署名人
7	奥 村 玄		出席	議事録署名人
8	石 井 豊		出席	
9	根 本 和 正	連合会理事	欠席	
10	宮 森 和 之		出席	
11	鈴 木 宏	連合会理事	出席	
12	廣 瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	小 宮 藤 正		出席	
2	清 水 昭 男	連合会理事	出席	
3	大 山 明 裕		出席	
4	門 倉 和 美		出席	
5	田 邊 実		出席	
6	角 田 雅 久		出席	
7	和 田 新 治		出席	
8	鈴 木 勇 次	連合会理事	欠席	
9	宮 川 正		出席	
10	相 澤 藤 雄		欠席	
11	小 川 正 寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、栗林事務職員、木場技術職員、
松本事務職員、吉田技術職員、中村事務職員
農政推進担当：竹園係長、渡利技術職員